



平成14年9月20日
日本原子力発電株式会社

「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」の
提出について（福井・敦賀）

当社は、本年8月30日付、経済産業省原子力安全・保安院からの「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」（平成14・08・30 原院第1号）の指示に基づき、「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書」を作成の上、本日、原子力安全・保安院に提出致しました。
また、本計画書については、福井県、敦賀市、関係自治体にも、本日、提出いたしました。

（添付資料1）

なお、当社は自主点検調査・対策委員会を設置しましたが（9月4日発表済）、標記の計画書の作成にあたり、本日、新たに社外第三者評価機関も設置するとともに、当該委員会の委員長を鷲見取締役社長に変更致しました。

（添付資料2）

以上

添付資料1	<u>原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検計画書</u>
添付資料2	<u>体制 新旧比較表</u>

原子力施設にかかる自主点検作業の 適切性確保に関する総点検計画書

平成 1 4 年 9 月 2 0 日
日本原子力発電株式会社

目 次

1 . 目的	1
2 . 実施内容	1
2 - 1 . 自主点検作業の実施状況に係わる調査	1
2 - 2 . 自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検	2
3 . 体制	2
4 . 工程及び報告	3
(別紙)	
1 体制	4
2 工程	5

1. 目的

原子力安全・保安院指示文書「原子力施設にかかる自主点検作業の適切性確保に関する総点検について」(平成 14・08・30 原院第 1 号)に基づき、以下について確認する。

- (1) 自主点検作業が適切に実施されていたこと。
- (2) 自主点検作業が適切に実施され得る十分な社内体制や不正防止策が確立されていること。

2. 実施内容

2-1. 自主点検作業の実施状況に係わる調査

(1) 調査範囲

a. 自主点検作業の種類

現在供用中の原子炉压力容器、炉内構造物、原子炉冷却材圧力バウンダリ内設備、非常用炉心冷却系設備、その他の原子炉設備及び主タービン他主要なタービン系設備に関連する自主点検作業(定期検査実施範囲を含む)を対象とする。また主要改造工事及び事故故障等の水平展開に係わる点検作業についても対象とする。

b. 調査期間

自主点検作業が適切に行われていたことを、至近の点検結果により確認する。

なお、至近の点検結果は、原子炉压力容器及び炉内構造物については調査期間を最大過去 10 年間遡るものとし、その他の調査対象設備については、設備の重要度や文書保存期間に応じて調査期間を決定するものとする。

c. 記録の種類

点検記録や工事報告書を対象に調査を行う。記録、報告書の保存期間等を考慮して、下記の対象の中から確認対象を選定する。

- ・当社保有の点検記録(自主点検成績書等)
 - ・当社保有の工事報告書
 - ・施工会社保有の工事報告書
- (記録が別冊となっている場合は施工会社保有の工事記録を含む)

(2) 調査内容

- a. 当社保有の点検記録、工事報告書及び施工会社保有の工事報告書間に矛盾及び必要な技術情報の削除等がないかを調査する。
- b. 電気事業法に照らして、工事計画の認可または届出が必要であるにもか

かわらず、これを行わずに工事を実施していないか、供用前の機器に技術基準適合維持義務違反がないかを調査する。

- c . 電気事業法、原子炉等規制法及び大臣通達による軽微な故障等の報告基準に基づく国への報告が適切に行われていたか否かを調査する。
- d . 上記 a 項から c 項の調査の結果、疑義・問題点等が確認された場合は、関係者に聞き取り調査等を実施し厳正に評価する。

2 - 2 . 自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検

(1) 自主点検作業の実施体制

自主点検作業に関係する業務内容が社内規準に確実に規定され、実施され

ていることを確認する。

- a . 自主点検作業の計画～実施～検査・試験～評価～記録保管等の業務の各段階毎について品質保証の観点から必要な事項が社内規準に盛り込まれていることを確認する。
- b . 実際の自主点検作業が社内規準に従って行われていることを、各担当課が至近に実施した自主点検作業のうち代表的なものを選定し、当社が保有している報告書等の点検を上記 a 項に基づいて実施する。

(2) 不正防止策の点検

- a . 輸送キャスク問題等に関し対策として品質保証活動の強化、モラル向上に向けた教育の充実、風通しの良い職場作りの推進等を実施してきている。これらの活動に対し、今回の事例の観点で対応すると考えられる項目の現状確認、点検を行う。
- b . 東京電力株式会社の調査報告等を参考とし、当社の点検活動の再確認を行う。

3 . 体 制

平成 1 4 年 9 月 2 日に設置した「自主点検調査・対策委員会」及び「自主点検確認ワーキンググループ」が、調査・評価を実施する。

「自主点検調査・対策委員会」は、法務、考査、企画関係の役員、室長等を委員とし、客観的な視点で自主点検作業の適切性を審査することとし、「自主点検確認ワーキンググループ」は、客観性確保の観点から社内第三者部門もメンバーに含め、自主点検作業結果の調査・確認及び社内体制・

不正防止策の実施状況の確認を行う。

また、上記自主点検調査・対策委員会による調査・評価の結果等について社外第三者の立場から幅広い意見を頂くため、第三者評価機関を設置する。

体制を別紙 1 に示す。

4. 工程及び報告

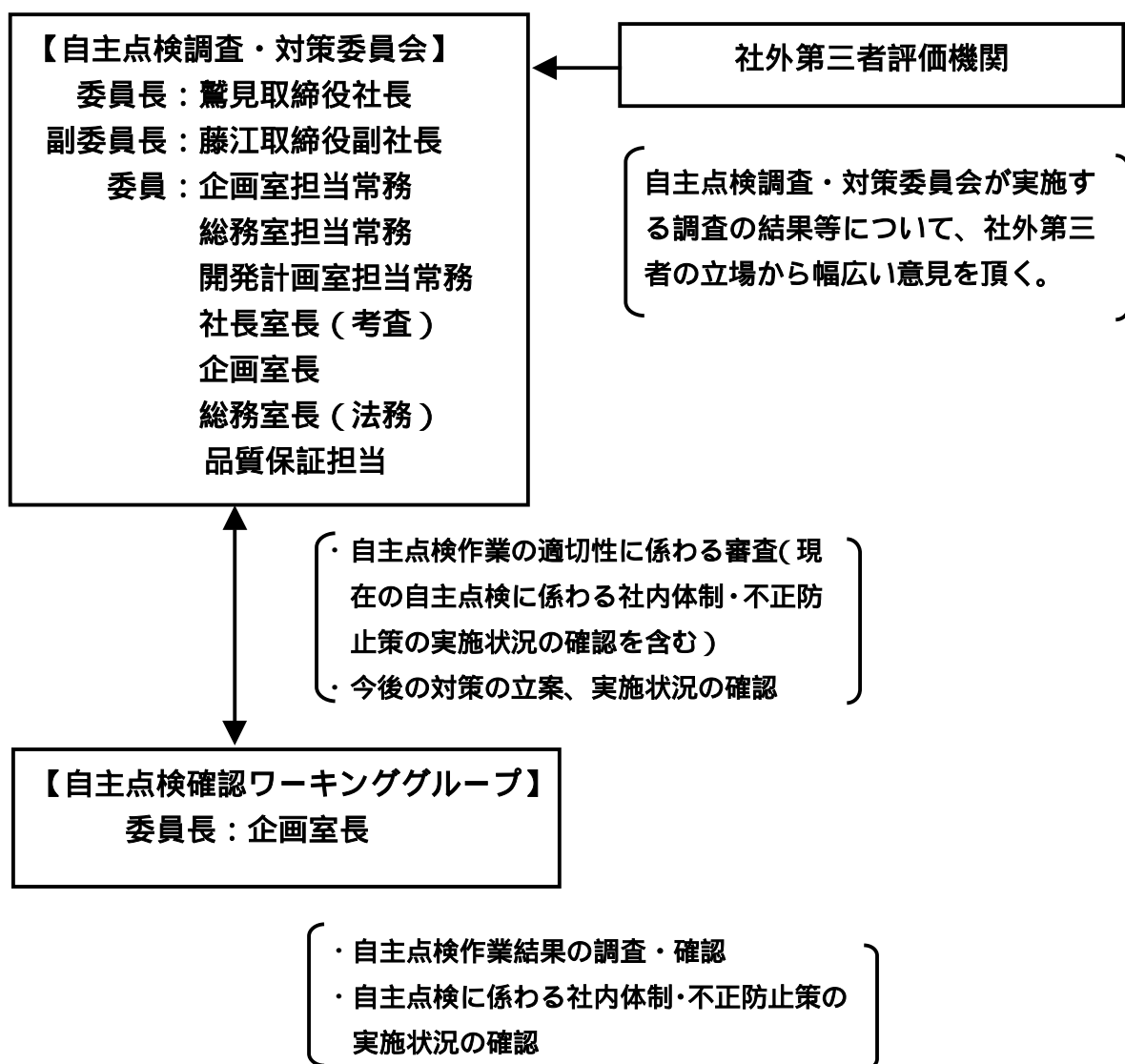
自主点検作業の実施状況に係わる調査については、平成 14 年内を目途に中間報告、平成 14 年度末に最終報告を行う。

また自主点検作業の実施体制や不正防止策の確立状況に関する総点検についても、平成 14 年内を目途に中間報告、平成 14 年度末に最終報告を行う。詳細については別紙 2 に示す。

なお、調査の過程において万が一、不正の恐れがある事案を発見した場合には、直ちに原子力安全・保安院に連絡する。

以 上

体 制



工 程

	平成 14 年	平成 15 年
自主点検作業の実施状況 に係わる調査	平成 14 年内 中間報告 ▽ 	平成 14 年度末 最終報告 ▽ 
自主点検作業の実施体制 や不正防止策の確立状況 に関する総点検	平成 14 年内 中間報告 ▽ 	平成 14 年度末 最終報告 ▽ 

体制 新旧比較表

旧

新

【自主点検調査・対策委員会】

委員長： 藤江取締役副社長

委員：企画室担当常務

総務室担当常務

開発計画室担当常務

社長室長（考査）

企画室長

総務室長（法務）

品質保証担当

【自主点検調査・対策委員会】

委員長： 鷲見取締役社長

副委員長： 藤江取締役副社長

委員：企画室担当常務

総務室担当常務

開発計画室担当常務

社長室長（考査）

企画室長

総務室長（法務）

品質保証担当

社外第三者評価機関

自主点検調査・対策委員会が実施する調査の結果等について、社外第三者の立場から幅広い意見を頂く。